

ID: 525

担当部署: 建設課

処分の概要	海岸占用料、土石採取料の徴収		
法令名 根拠条項	海岸法 第11条		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第11条の規定による。 (占用料及び土石採取料) 第11条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 526

担当部署: 建設課

処分の概要	占用許可の取消し、行為中止命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】			
<p>法第12条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第12条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却(第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件の除却を含む。)、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に違反した者 (2) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 527

担当部署: 建設課

処分の概要	占用許可の取消し、行為中止命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。</p> <p>2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 528

担当部署: 建設課

処分の概要	補償費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条の2第4項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の2の規定による。 (損失補償)</p> <p>第12条の2 海岸管理者は、前条第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>4 海岸管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 529

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第16条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第16条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第16条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持(海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。以下同じ。)の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。</p> <p>以下 略</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 530

担当部署: 建設課

処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第21条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】			
法第21条第1項及び第14条の規定による。			
第21条 海岸管理者は、他の管理者の管理する海岸保全施設が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しないときは、当該他の管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。			
(1) 第13条第1項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。			
(2) 第13条第1項本文の規定による承認に付した条件に違反して工事が施行されたとき。			
(3) 偽りその他不正な手段により第13条第1項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。			
(技術上の基準)			
第14条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。			
2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、海岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の利用状況並びに船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。			
3 前2項に定めるもののほか、主要な海岸保全施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準は、主務省令で定める。			
「主務省令で定める技術上の基準」 →海岸保全施設の技術上の基準を定める省令			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 531

担当部署: 建設課

処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第21条第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第21条第2項の規定による。 2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 532

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第31条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第31条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第31条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 533

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第32条第3項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第32条の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第32条 海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第10条第2項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第1項、砂防法第16条又は地すべり等防止法第34条第1項の規定を適用する。 3 海岸管理者は、第1項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 534

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第33条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第33条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 535

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	海岸法 第35条第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条第1項及び第2項の規定による。 (強制徴収)</p> <p>第35条 第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第12条第10項、第30条、第31条第1項、第32条第3項及び第33条第1項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14・5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 536

担当部署: 建設課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第18条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。 (洪水時等における緊急措置)</p> <p>第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 建設課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第31条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第31条第2項の規定による。 (原状回復命令等) 第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 建設課

処分の概要	流水占用料等の徴収
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第32条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号
<p>【基準】</p> <p>法第32条第1項の規定による。 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>政令第18条の規定による。 (流水占用料等の額の基準等)</p> <p>第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。</p> <p>(2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。</p> <p>2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。</p> <p>(2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。</p> <p>(3) 2以上の都府県の区域にわたつて行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。</p>	
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 540

担当部署: 建設課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第44条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p> <p>政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準)</p> <p>第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。</p> <p>(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができることを認められる容量を確保させること。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 541

担当部署: 建設課

処分の概要	ダム の 操作規程 の 変更命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第4項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第47条第4項の規定による。 (ダム の 操作規程)</p> <p>第47条</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

担当部署: 建設課

処分の概要	洪水調節のための指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第52条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示) 第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

担当部署: 建設課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

担当部署: 建設課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第68条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第68条の規定による。 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

担当部署: 建設課

処分の概要	工事費用の受益者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第70条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第70条の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 547

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第5項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第74条第5項の規定による。</p> <p>第74条</p> <p>5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 548

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第1項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 549

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第2項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 550

担当部署: 建設課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第76条第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条の規定による。 (監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 551

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	学校施設の返還命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第4条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
<p>【基準】</p> <p>政令第4条の規定による。 (返還命令)</p> <p>第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
【基準】 政令第15条の規定による。 (移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 556

担当部署: 産業課

処分の概要	土砂採取料、占用料の徴収		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条の5第1項の規定による。 (土砂採取料及び占用料)</p> <p>第39条の5 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>「農林水産省令で定める基準」とは、漁港漁場整備法施行規則第18条の規定による。</p> <p>漁港漁場整備法第39条第1項及び第4項 (漁港の保全)</p> <p>第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>4 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)に規定する港務局を含む。)が、第1項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 557

担当部署: 産業課

処分の概要	過怠金の徴収		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の5第2項の規定による。 (土砂採取料及び占用料) 第39条の5 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 558

担当部署: 住民課

処分の概要	転換計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第5項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
【基準】			
省令第5条第5項の規定による。 (転換計画の認定等)			
第5条			
5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 559

担当部署: 建設課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第3項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の3第3項の規定による。 (水洗便所への改造義務等)</p> <p>第11条の3</p> <p>3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 560

担当部署: 建設課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第4項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第4項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 561

担当部署: 建設課

処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】			
<p>法第12条の5の規定による。 (計画変更命令)</p> <p>第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 562

担当部署: 建設課

処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 563

担当部署: 建設課

処分の概要	汚濁原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の2の規定による。 (汚濁原因者負担金)</p> <p>第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 564

担当部署: 建設課

処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第19条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第19条の規定による。 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 565

担当部署: 建設課

処分の概要	下水の排除の停止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第37条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条の2の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 566

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第38条第1項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 567

担当部署: 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第38条第2項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 568

担当部署: 建設課

処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第6項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】			
法第38条第6項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)			
第38条			
6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 616

担当部署: 住民課

処分の概要	被保険者証の返還命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第3項の規定による。 (届出等)</p> <p>第9条</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 617

担当部署: 住民課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第42条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第42条</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 618

担当部署: 住民課

処分の概要	故意の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第60条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 619

担当部署: 住民課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 620

担当部署: 住民課

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第62条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第62条の規定による。 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 621

担当部署: 住民課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条の規定による。</p> <p>第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>法第66条の規定による。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 622

担当部署: 住民課

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条の2		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第63条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 623

担当部署: 住民課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 624

担当部署: 住民課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第65条</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 625

担当部署: 住民課

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第65条第3項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第65条</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 626

担当部署: 住民課

処分の概要	保険料の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第76条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第76条の規定による。 (保険料)</p> <p>第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> <p>2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 建設課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 634

担当部署: 建設課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。</p> <p>第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 639

担当部署: 建設課

処分の概要	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令		
法令名 根拠条項	自然公園法 第58条		
法令番号	昭和32年法律第161号		
【基準】 法第58条の規定による。 (受益者負担) 第58条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 640

担当部署: 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	自然公園法 第59条		
法令番号	昭和32年法律第161号		
【基準】 法第59条の規定による。 (原因者負担) 第59条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 641

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	受給資格の喪失
法令名 根拠条項	児童手当法 第4条
法令番号	昭和46年法律第73号
<p>【基準】</p> <p>法第4条及び第5条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当</p>	

該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

備考	
----	--

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 642

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	支給の制限		
法令名 根拠条項	児童手当法 第5条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 643

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第10条の規定による。 (支給の制限) 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 644

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 645

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第13条の規定による。 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 646

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。 (不正利得の徴収)</p> <p>第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 647

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	障害福祉サービス提供の措置解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の6		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の6の規定による。</p> <p>第21条の6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第56条の6第1項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 649

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の13		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の13の規定による。 第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 654

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 659

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第57条の2第1項及び第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日